給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

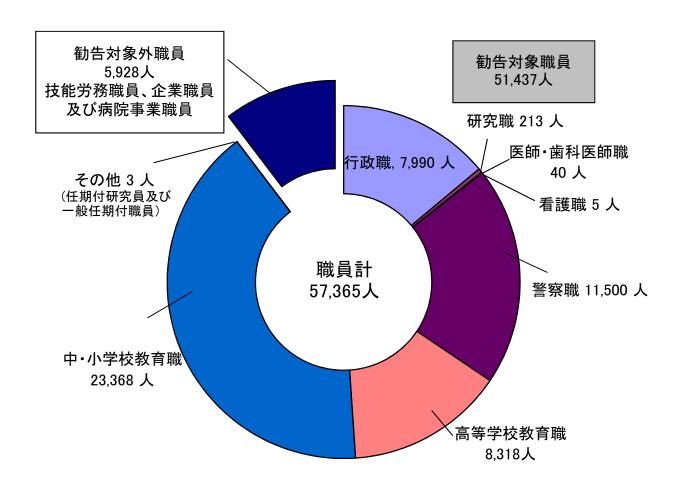
平成 27 年 10 月 兵庫県人事委員会

目 次

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法 (ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との較差に基づく給与勧告
- 5 本年の給与改定
- 6 最近の給与勧告の状況
- 7 給与制度の総合的見直し

1 給与勧告の対象職員

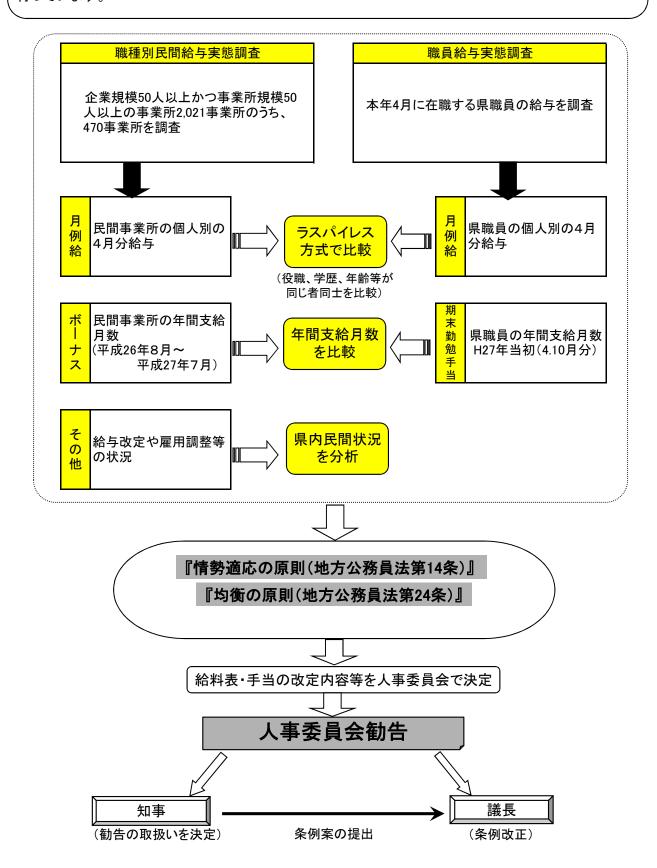
兵庫県には、平成27年4月1日現在、57,365人の職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を除いた51,437人です。



2 給与勧告の手順

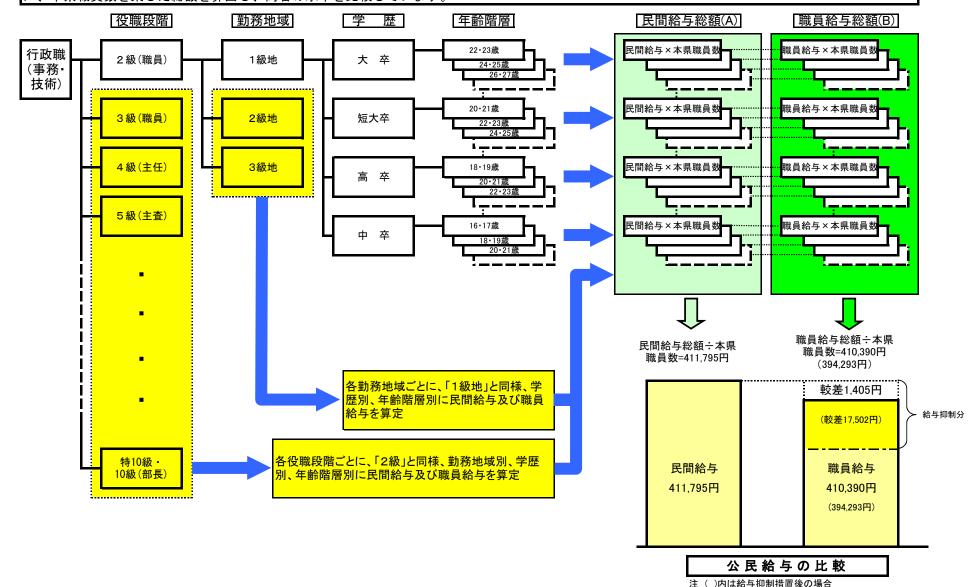
人事委員会では、民間従業員と県職員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給月数に公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の兵庫県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に職員に支払っている支給総額(B)と比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれ に、本県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

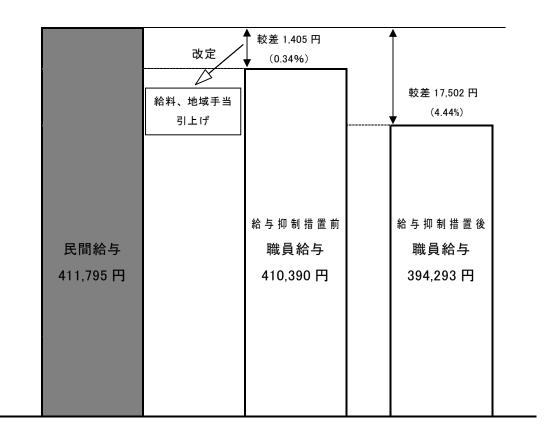


4 民間給与との較差に基づく給与勧告

《公民較差》

- 〇 「第3次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置(給与カット) の影響を除いた場合、職員給与が民間従業員給与を1,405円(0.34%) 下回っています。
- 〇 給与抑制措置を含めると、職員給与は民間従業員給与を17,502円 (4.44%)下回っています。

民間従業員の給与 (A)	411, 795円
県職員の給与 (B)	410, 390円 [給与抑制措置後:394, 293円]
較 差 (A)-(B)	1, 405円 (0. 34%) [給与抑制措置後:17, 502円 (4. 44%)]



5 本年の給与改定

1 給料表

公民較差を解消するため、人事院が勧告した国家公務員の俸給表に準じて引上げ 改定

【行政職給料表】

初任給 2,500 円引上げ、若年層について同程度の改定

【その他の給料表】

行政職給料表との均衡を基本に改定

2 期末・勤勉手当

民間の支給月数(4.21月)と見合うよう、0.10月分引上げ(4.10月→4.20月)

H27 一般職員	6月期	12 月期	合計
改定前(A)	1.975 月	2. 125 月	4.10月
改定後(B)	2.025 月	2.175月	4. 20 月
(B) - (A)	0.050月	0.050 月	0.10月

3 地域手当

公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県 の実情を考慮して、適切な措置を講じる

4 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当の手当月額の限度額の引上げ

5 改定の実施時期

平成27年4月1日

[参考] 職員1人当たりの改定状況

(行政職:平均年齡 44.1歳、平均経験年数22.4年)

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	394, 293円	4.10月	6, 374, 000円	58,000円
改定後	395, 698円	4. 20月	6, 432, 000円	(0. 91%)

6 最近の給与勧告の状況

本県職員の給与は民間賃金の改善を反映して、月例給、特別給ともに2年連続の 引上げとなりました。

	月例給(公民較差)		特別給(ボーナス)	
	率	額	年間支給月数	対前年比増減
平成13年	+ 0.04%	179円	4. 70 月	△ 0.05月
平成14年	Δ 2.01%	△8, 684円	4.65月	△ 0.05月
平成15年	Δ 1.19%	△5, 108円	4. 40 月	△ 0.25月
平成16年	Δ 0.03%	△ 108円	4. 40 月	据置
平成17年	Δ 0.38%	△1,619円	4. 45 月	+ 0.05月
平成18年	Δ 0.02%	△ 88円	4. 45 月	据置
平成19年	Δ 0.03%	△ 135円	4. 50月	+ 0.05月
平成20年	Δ 0.02%	△ 78円	4.50月	据置
平成21年	Δ 0.28%	△1, 183円	4. 15月	△ 0.35月
平成22年	Δ 0.17%	△ 727円	3.95月	△ 0.20月
平成23年	Δ 0.29%	△1, 199円	3.95月	据置
平成24年	Δ 0.12%	△ 486円	3.95月	据置
平成25年	+ 0.01%	49円	3.95月	据置
平成26年	+ 0.29%	1, 202円	4. 10月	+ 0.15月
平成27年	+ 0.34%	1, 405円	4. 20月	+ 0.10月

[※] 公民較差は、勧告の基本とする較差

7 給与制度の総合的見直し

人事院は、給与制度の総合的見直しに関して、平成30年4月1日に予定していた 地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額の段階的引上げについて、平成28年 4月1日に実施

本県においても、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、次のとおり所要の措置を 講じる必要

1 地域手当

国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要

2 単身赴任手当

基礎額を月額30,000円に改定加算額の限度を月額70,000円に改定

3 改定の実施時期

平成28年4月1日